



## 社会保険労務士法人アコール

〒503-0018 大垣市西之川町1-88-2

Tel (0584)77-1318

fax (0584)77-1319

HP <http://www.t-roumushi.jp>

発刊元 西濃人財教育経営センター

仕事と介護の両立を  
推進しています

## 一業務案内

労働保険・社会保険の手続き、事務・代行、  
給与計算、就業規則作成、助成金制度紹介  
賞金制度、退職金、労使紛争問題、年金相談  
採用試験、社員教育、メンタルヘルス問題

発行責任者 社会保険労務士 北島 隆

### マイナンバーで公金受取口座の活用

「公金受取口座の登録制度」とは、国民がマイナポータル（デジタル庁）に、あらかじめ「公金受取口座」を登録できる制度です。登録することで、年金や給付金を申請するときに口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要になり、また、行政からの緊急時の給付金等が早くその口座に給付されることになるとされています。10月から運用がスタートし、2023年1月から本格運用というスケジュールです。

登録のメリットとして、申請時の書類が省略でき、給付金が早く受けられるということですが、登録は義務ではありませんので、今まで通りの申請も出来ます。公金受取口座はあくまでも給付金の受け取りのための口座であり、国が預貯金残高を把握したり、税金等が引き落とされるということはありません。

対象となる公金は様々ありますが、社会保険関係では、年金や健康保険の傷病手当金や出産手当金、雇用保険の失業の手当や育児休業給付金などがあり、会社が携わる申請書類に、従業員が公金受取口座を利用することの意思を示す欄が順次設けられています。



### 厚生労働白書での日本の現状

厚生労働省が令和4年度の厚生労働白書で、現在の日本の状況を公表しています。

#### 🇯🇵「日本が100人の国だったら」

- ・性別…男性48.6人、女性51.4人
- ・年齢…15歳未満は11.8人  
65歳以上は28.9人  
(うち75歳以上は14.9人)
- ・仕事についているのは53.5人
- ・失業者は1.6人
- ・会社の健康診断「有所見」は27.7人
- ・日常ストレスを感じている人は47.9人
- ・病気やけがで通院している人は40.4人
- ・タバコを吸う人は16.7人
- ・生涯でがんになるのは、男性31.6人、  
女性25.8人
- ・習慣的に運動をしている人は28.7人

#### 🇯🇵「日本の一日で起こる出来事の数は」

- ・生まれる人…2,224人
- ・亡くなる人…3,945人 (▲1,721人)
- ・結婚は…1,373組
- ・離婚は…505組
- ・労働災害は…411人
- ・労働相談の件数は3,536件
- ・国民全体の医療費は  
…約1,212億8,279万円



(一部抜粋)

## 労働条件通知書がない！

従業員4名（全員女性パートで雇用保険のみ加入）の製造業の事業主さんからの相談です。

入社8か月となる女性のパートさん（一日5時間、週5日勤務、労働条件通知書を発行しないままになっている。）の勤務状況ですが、当日の遅刻や急な私用の早退があったり、業務終了後になってから突然に「明日休みます。」と言ってきたり、連休（特に3連休）前後に必ずと言っていいほど欠勤することがあるので、円滑に業務が回らなくなっているとのこと。最低賃金を上げなければならない時期であるので、他のパートさんとのバランスを考えると、辞めてもらってパートを採用したいとも思っているが、出勤してくれれば雑用などはいくらでもあるのでどうしたものか悩んでいるとのことです。

※使用者が労働者を採用するときは、賃金、労働時間その他の労働条件を書面などで明示しなければならないことになっています。

6か月程度の有期契約を結び、勤務状況を見たらうえで有期（無期）契約の更新を判断されてはいかがでしょうか、とご提案しました。

少人数を雇用する事業所では、労働条件通知書を交付せずにパートやアルバイト等を雇用しているケースが時々あるようですが、後々労使トラブルに発展することが時々見受けられます。労働条件通知書の交付は是非おこなってください。



## 雇用関連ニュース

### ●新入社員6割超が社内の人間関係に不安 (10月4日) ——

日本能率協会は2022年度の新入社員に対し4月に実施した「新入社員意識調査」を取りまとめた。仕事をしていく上での不安について、最も回答として多かったのは、「上司・同僚など職場の人と上手くやってくれるか」で64.6%であった。社内の人間関係を重視する一方、取引先など社外との人間関係である「社外の人と人脈を築けるか」については毎年低下が続いている。

### ●2023年4月に賃金デジタル払い解禁へ (10月1日) ——

厚生労働省はスマートフォン決済アプリなどを使い賃金をデジタルマネーで支給する制度の解禁を明らかにした。【公布は今年11月、施行は来年4月1日】審議会では、アプリ口座残高を100万円以下に設定し、超えた場合はすぐに銀行口座に移すことが可能といった要件を満たす業者を指定するとしている。また今後労働基準法の省令改正が必要となってきます。

### ●年末調整について(10月20日) ——

令和4年の年末調整に当たっては、令和3年分から比べて大きな改正事項はありませんが、影響を与える税制改正があります。令和5年1月以降は扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の基準が変わります。非居住者の扶養親族がいる方は限られており、外国人の研修制度を利用している企業などでは、改正内容を事前によく説明しておく必要があると思います。詳しくは、税理士までお尋ねください。



## 助成金情報

厚生労働省は、令和5年度予算概算要求で、建設業や自動車運転の業務など、近く上限規制の適用を控えている業種を対象にした助成金を新たに設ける方針を示しました。今回の新たな助成金の名称は、「[働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース）](#)」で、概算要求額は42億円に上ります。例えば36協定の見直しで、時間外労働の上限を月80時間超から月60時間以下にした場合、最大250万円を支給となります。（下記参照）

事業の概要（一部抜粋）		
	建設事業	自動車運転の業務
成果 目標と 上限額	【36協定の見直し】	【36協定の見直し】
	①月80H超→月60H以下： 250万円	①月80H超→月60H以下： 250万円
	②月80H超→月60～80H： 150万円	②月80H超→月60～80H： 150万円
	③月60～80H→月60H以下： 200万円	③月60～80H→月60H以下： 200万円
	【週休2日制の導入】	【インターバルの導入】
4週4休から4週8休まで、1日 増加するごとに25万円を支給	9～11H：100万円 11H以上：150万円	

**助成対象は、以下の費用にかかった3/4（事業規模30名以下活労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5）となっています。**

- ・就業規則などの作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）
- ・外部専門家によるコンサルティング費用
- ・労務管理用機器等の導入や更新の費用
- ・労働能率の増進に資する設備や機器等の導入、更新費用
- ・人材確保等のための費用 など



## 「事務代理」とは

最近事業主の方々から社会保険労務士が裁判等の「代理人」が出来るのではないかと問合せが寄せられるようになりました。確かにインターネット上でもそのような誤解を招くような掲載の仕方をしているサイトがありました。しかし社会保険労務士の代理とは「事務代理」のことであり、民法上の「代理」とは異なり、代理人は代理した案件についての処分権はありません。社会保険労務士の代理代行業務には、「提出代行」と「事務代理」の2つがあります。「提出代行」は提出手続きを事業主の代わりに行うことから提出「代行」とされ、「事務代理」は事業主の代理として、主張や陳述を行うことが含まれています。

（具体的には労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て及び再審査請求その他の事項として、その範囲は厚生労働省令で定められています。）また、提出代行する際に「提出代行印」を押印するように、事務代理を行う際は、提出する書類等に記名押印することについて「事務代理者」と表示した定型印の印影についての規定があり、提出日や社会保険労務士の氏名等を提出書類に押印することとされています。

今回は「**特定社会保険労務士**」の代理業務についてご紹介させていただきます。

業務の都合により、来月号は休刊とさせていただきます。宜しくお祈りいたします。

